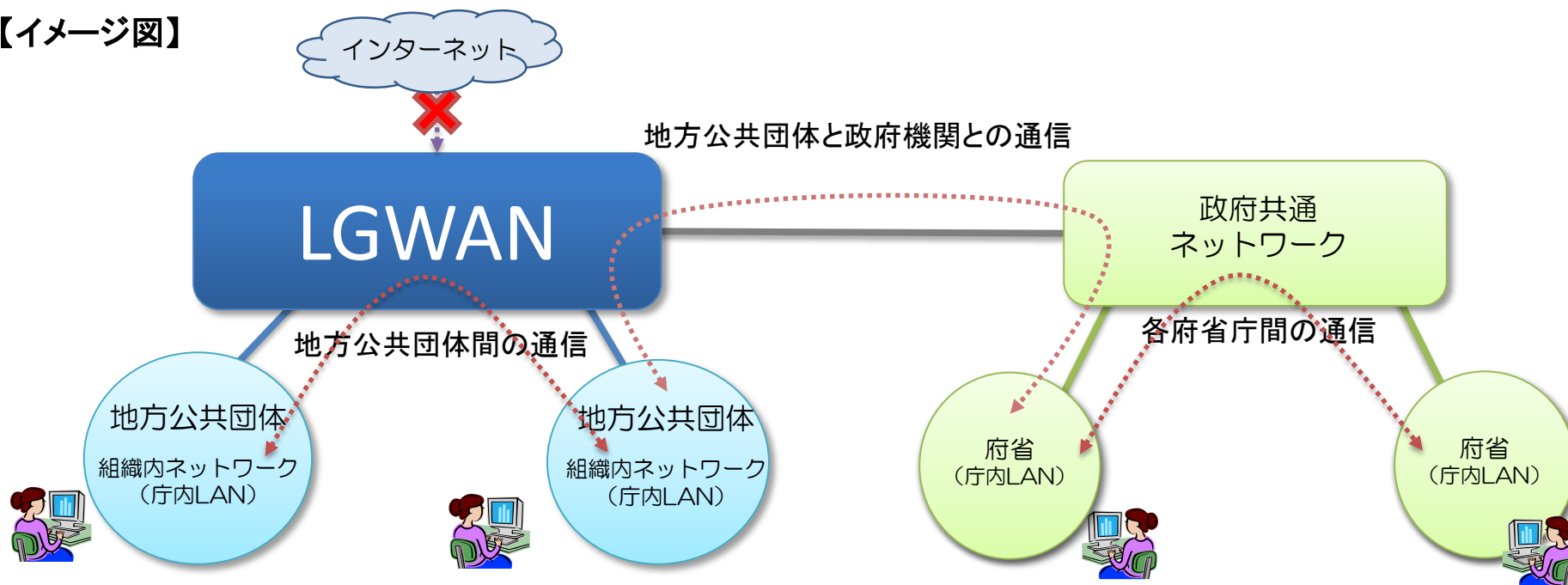


「自治体の情報システム及び 自治体の情報システムの標準化について」

令和3年7月19日
総務省自治行政局

- LGWAN(総合行政ネットワーク)は、地方公共団体間や地方公共団体と政府機関間の通信を行うためのインターネットから分離された行政専用ネットワーク。
 - ・平成13年度に全都道府県で構成される協議会により設置され、平成15年度に全市区町村が接続し本格運用開始。平成26年度に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に移管された。
 - ・地方公共団体間の回線を集約することにより、高度なセキュリティを確保しつつ、コストを削減。

【イメージ図】

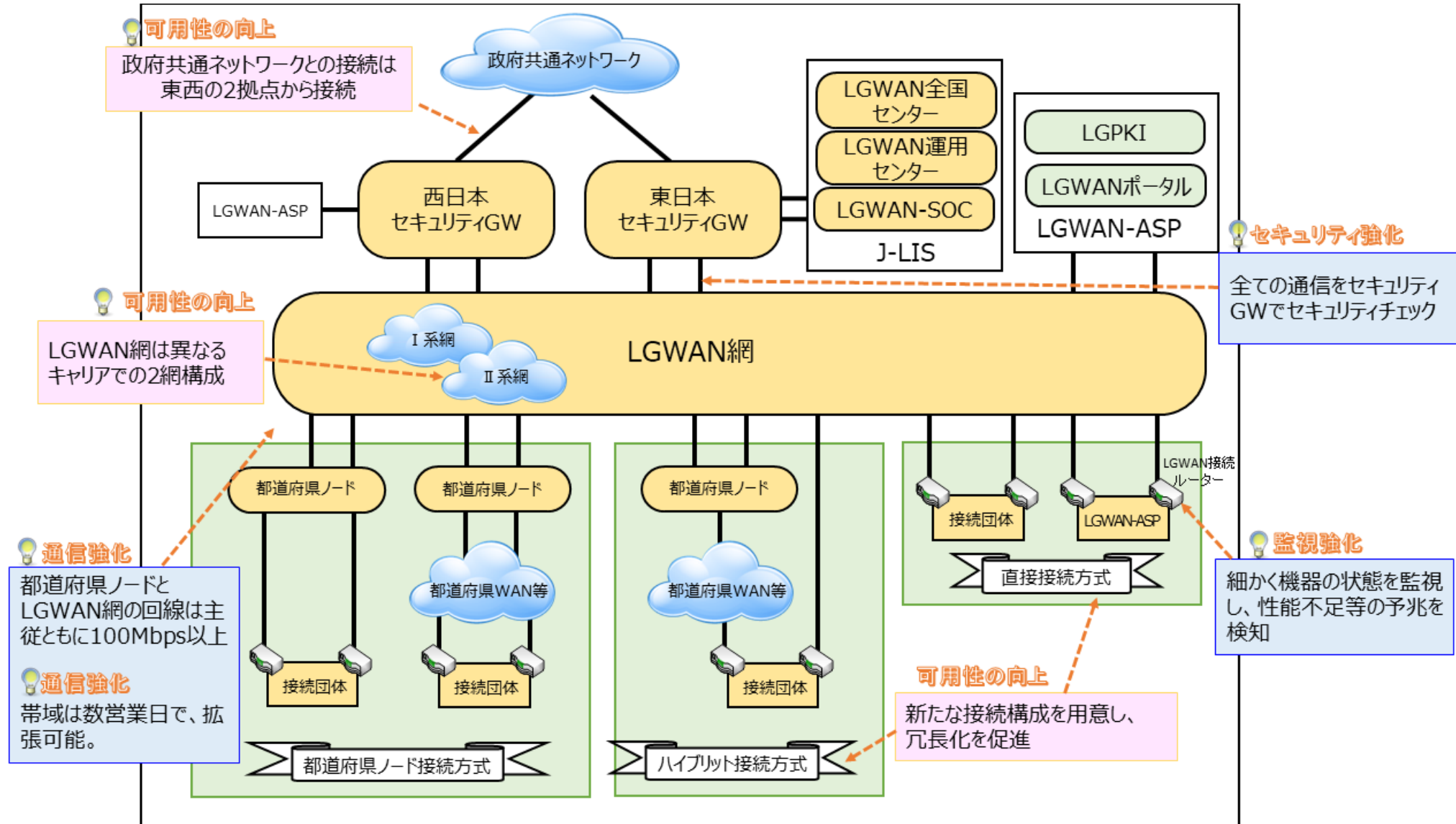


【通信されている主な情報(例)】

- ・地方公共団体間、地方公共団体と政府機関間のメールの送受信
- ・マイナンバーを用いた情報連携(税情報や社会保障の給付状況(年金情報、生活保護情報)等)
- ・地方税の電子申告の受付、国税庁から地方公共団体への申告情報の提供
- ・マイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付
- ・防災・人命に係る緊急情報(J-アラート)

等

LGWANの構成 (第四次LGWAN)

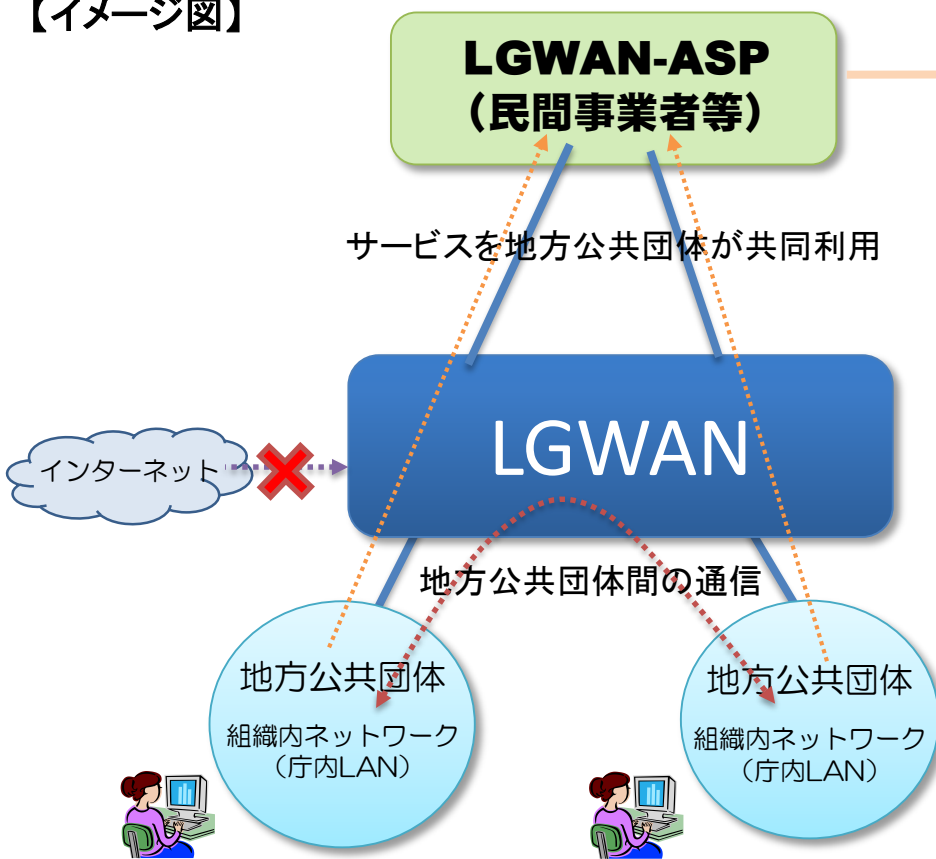


LGWAN-ASP (LGWAN-Application Service Provider) の概要

実務者部会 資料1-2

- LGWAN-ASPは、利用者である地方公共団体に対して、高度なセキュリティを確保した行政専用の閉域ネットワークであるLGWANを介して、各種行政サービスを提供するもの。
- LGWANを介することで、機密性の高い情報のやりとりが可能となるほか、地方公共団体間でLGWAN-ASPが提供するサービスを共同利用することができ、個別にシステム開発や回線の整備が不要となる。

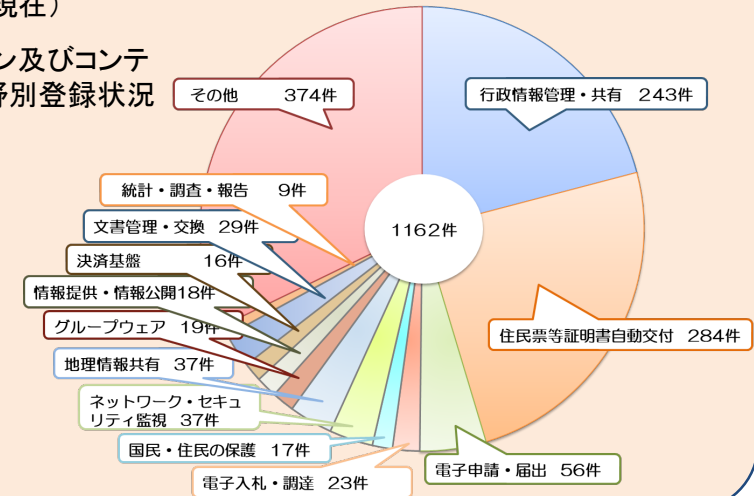
【イメージ図】



■LGWAN-ASPサービスの登録数:2,277件

(令和3年6月16日現在)

○うちアプリケーション及びコンテンツサービスの分野別登録状況:1,162件



■LGWAN-ASPサービス例

○電子入札ASPシステムefftis(イフティス)/テクノ・マインド株式会社

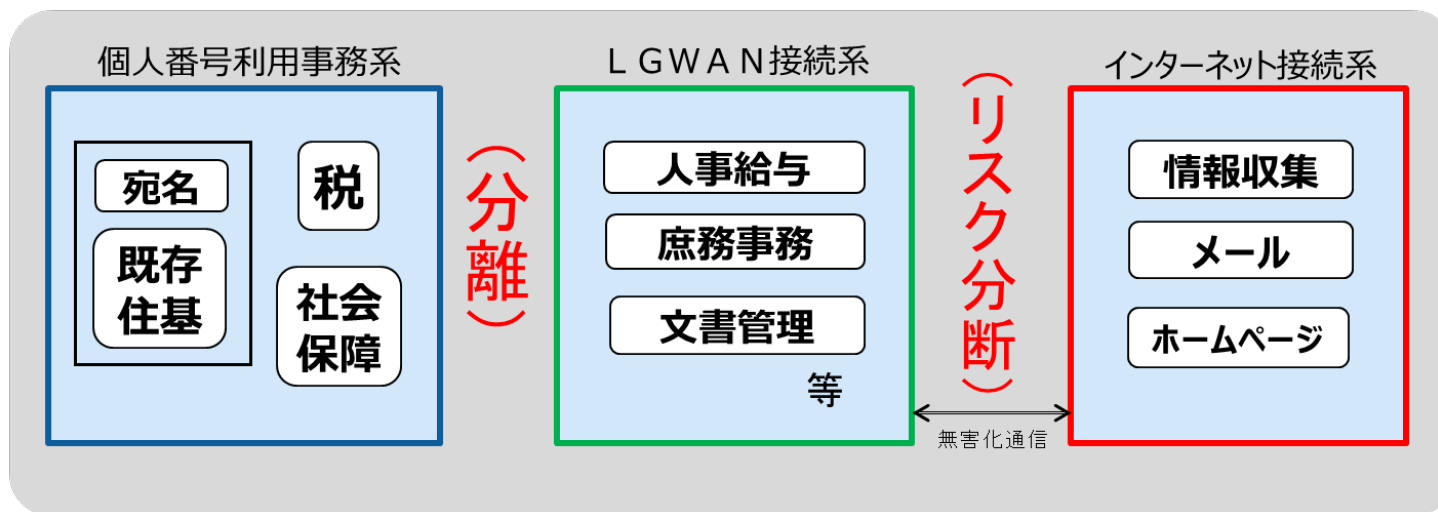
建設工事や物品調達の入札を資格審査から入札書提出、落札者決定までトータルでサポートし、入札業務の効率化を図るサービス。

○人事給与システム/株式会社エイチ・アイ・ディ

情報の一元管理を行い、人事情報管理・給与計算・年末調整計算・実態調査・予算推計・決算統計等の機能を提供。

- 2015.5 年金機構の情報漏えい事案発覚後、有識者による「自治体情報セキュリティ対策検討チーム」を設置
- (2015.10 マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の施行)
- 2015.11 検討チームより自治体の対策内容(「三層の対策」)について報告
- 2015.12 総務大臣通知により自治体に「三層の対策」を要請
- 2016.1 自治体が「三層の対策」に取り組むための補助金(H27補正)の説明会
- 2017.7 自治体による「三層の対策」への対応完了

市区町村におけるネットワーク構成(イメージ)



① 個人番号利用事務系では、端末からの情報持ち出し不可設定等を図り、住民情報流出を徹底して防止

② LGWAN接続系とインターネット接続系を分割し、LGWAN環境のセキュリティ確保

③ 都道府県と市区町村が協力して、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を実施

「三層の対策」

2015年の年金機構の情報漏えい事案を受け、**短期間**で自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化 = 「三層の対策」

⇒ **インシデント数の大幅な減少を実現**

一方で、

① ユーザビリティへの影響

- ✓ **自治体内の情報ネットワークの分離・分割による事務効率の低下**
例：マイナンバー利用事務系のシステムへのデータの取込み、インターネットメールの添付ファイルの取得など

② 新たな時代の要請

- ✓ **行政アプリケーションを自前調達方式からサービス利用式へ**
(政府における「クラウド・バイ・デフォルト」原則)
- ✓ **行政手続を紙から電子へ** (デジタル手続法を受けた行政手続のオンライン化)
- ✓ **働き方改革** (テレワーク等のリモートアクセス)
- ✓ **サイバー攻撃の増加、サイバー犯罪における手口の巧妙化** 等

「三層の対策」の効果や課題、新たな時代の要請を踏まえ、**効率性・利便性を向上させた新たな自治体情報セキュリティ対策を検討会において検討し、令和2年5月に「三層の対策」の見直しを公表**

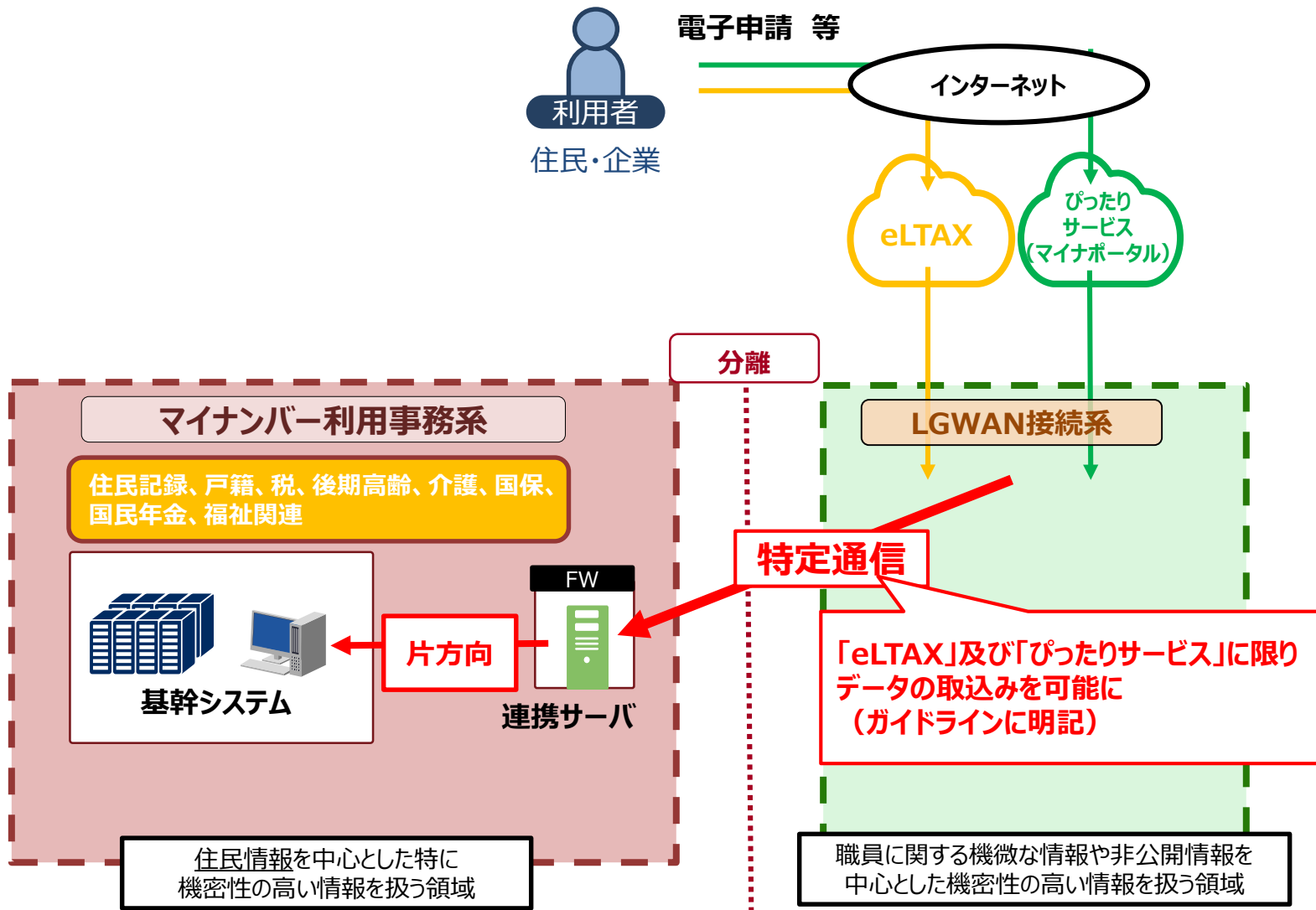
➡ **上記とりまとめを踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」を改定（令和2年12月28日）**

※ 主な改定内容

三層の対策の見直し（マイナンバー利用事務系の分離・LGWAN接続系とインターネット接続系の分割の見直し）、次期「自治体情報セキュリティクラウド」の在り方の提示、昨今の地方公共団体における重大インシデント（例：神奈川県HDD流出事案）を踏まえた対策の強化、各地方公共団体の情報セキュリティ体制・インシデント即応体制の強化 等

「自治体情報セキュリティ対策の見直し」のポイント（令和2年5月22日公表）

マイナンバー利用事務系の分離の見直し



今後の検討事項

- 総務省では、令和2年12月、「三層の対策」の課題、行政手続のオンライン化など新たな時代の要請を踏まえ、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改定を行ったが、昨今のサイバー攻撃が増加・高度化する中、自治体の情報セキュリティ対策は、不断の見直しを行う必要。
- 令和3年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を踏まえ、**「自治体の三層の対策」の抜本の見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方の検討を行う**」とされており、**デジタル庁等関係省庁と連携して自治体の情報セキュリティ対策の更なる見直しを今後検討。**

※検討すべき事項：ガバメントクラウドの利用等における自治体内のセキュリティ対策、接続ネットワークの在り方 等

○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

第2部 デジタル社会の形成に向けた基本的な施策

1. デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及

(3) 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化② 標準化基準における共通事項

イ 非機能要件の拡充

このうち**セキュリティについては、地方公共団体の業務システムの統一・標準化の取組を踏まえ、「自治体の三層の対策」の抜本の見直しを含めた新たなセキュリティ対策の在り方について検討を行う。**

具体的には、デジタル庁及び総務省は、令和3年（2021年）夏を目途に、先行事業の検証・実稼働に向けて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策に関する要件を整理した上で、先行事業を通じた検討も踏まえつつ、令和4年度（2022年度）の夏を目途に、基幹業務等のシステムの標準化基準の作成とあわせて、地方公共団体のガバメントクラウド活用に関するセキュリティ対策の方針を決定する。

自治体におけるクラウドの活用とセキュリティポリシーガイドラインの関係

実務者部会 資料1-2

- 各地方公共団体は組織の実態に応じて情報セキュリティポリシーを策定し、自らの責任で情報セキュリティ対策を実施。
- 総務省では、地方公共団体の情報セキュリティポリシーを策定する際の参考として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を作成し、地方公共団体に対して助言。
- 当ガイドラインでは、自治体におけるクラウドの活用にあたり、主に以下の事項について規定。

第2編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー（例文）

第2章 情報セキュリティ対策基準（例文）

8.外部サービスの活用

8.4クラウドサービスの利用

- ①情報セキュリティ管理者は、クラウドサービス（民間事業者が提供するものに限らず、本市が自ら提供するもの等を含む。以下同じ。）を利用するに当たり、取り扱う情報資産の分類及び分類に応じた取扱制限を踏まえ、情報の取扱いを委ねることの可否を判断しなければならない。
- ②**情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して委託先を選定し、必要に応じて委託事業の実施場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を指定しなければならない。（※）**
- ③情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの中断や終了時に円滑に業務を移行するための対策を検討し、委託先を選定する際の要件としなければならない。
- ④情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスの特性を考慮した上で、クラウドサービス部分を含む情報の流通経路全般にわたるセキュリティが適切に確保されるよう、情報の流通経路全般を見渡した形でセキュリティ設計を行った上でセキュリティ要件を定めなければならない。
- ⑤情報セキュリティ管理者は、クラウドサービスに対する情報セキュリティ監査による報告書の内容、各種の認定・認証制度の適用状況等から、クラウドサービス及び当該サービス提供事業者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し判断しなければならない。

第3編 地方公共団体における情報セキュリティポリシーガイドライン（解説） 抜粋

（※）インターネットを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者の事業所の場所に関わらず、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があることに留意する必要がある。具体的には、クラウドサービス事業者のサービスの利用を通じて海外のデータセンター内に蓄積された地方公共団体の情報が、データセンターの設置されている国の法令により、日本の法令では認められていない場合であっても海外の当局による情報の差し押さえや解析が行われる可能性があるため、**住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンターを選択する必要がある。**

■ **個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(令和2年12月) 抜粋**
現在、地方公共団体の条例には、オンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。)による個人情報の提供について、行個法にはない制限規定を置く例が多く見られる。

しかし、**ITの活用は行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもある。**また、**行個法においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られている。**このため、オンライン結合制限規定を置くことは不要になると考えられ、共通ルールには当該規定は設けないこととすることが適当である。

その場合、**地方公共団体等は、情報セキュリティを含めた安全確保措置の在り方や目的外利用・提供の「相当な理由」や「特別な理由」の具体的な判断に資するために国が示すガイドライン等に基づいた運用を行うことによって、個人情報を適切に管理し、みだりに利用・提供しないことを担保していくことが望ましい。**

■ 改正後の個人情報保護法の内容

・ 地方公共団体についても、現在の「行政機関の保有する情報の保護に関する法律」(以下、行個法)と同様に、**安全確保措置(第66条 ※行個法第6条に相当)や目的外利用・提供の制限(第69条 ※行個法第8条に相当)等の適切な運用により、個人情報を管理することとされた。**

○改正後の個人情報の保護に関する法律(抄)
(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二～四 略

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

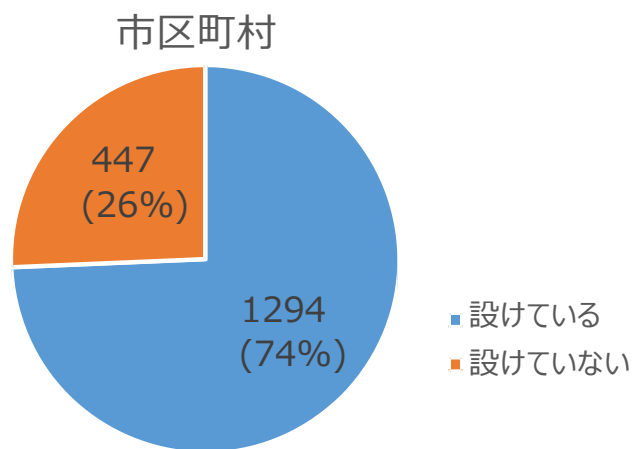
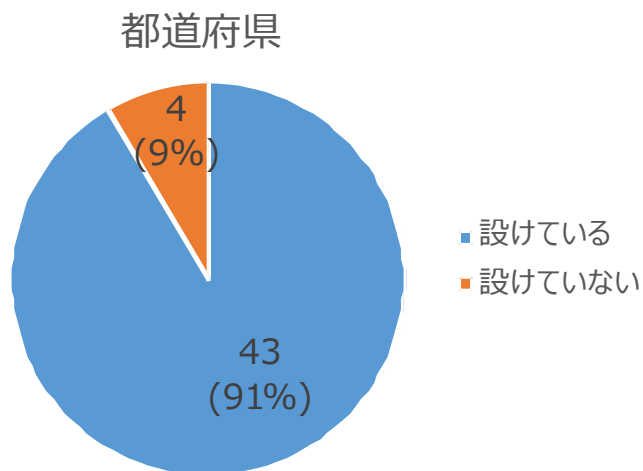
3～4 略

(参考) オンライン結合制限に係る個人情報保護条例の規定

令和2年11月27日第10回「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」(内閣官房)資料3より抜粋

- オンライン結合による個人情報の外部提供を制限する規定を、都道府県では9割程度、市区町村では7割程度の団体が設けている。
- 規定を設けている団体における外部提供を可能とする要件は以下のとおり。

【オンライン結合制限規定を設けているか】



【外部提供を可能とする要件について】

(都道府県)

外部提供について、法令の定めがある場合、犯罪捜査を目的とする場合その他公益上の必要性があると認められること。	35団体	81.4%
個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。	20団体	46.5%
個人情報の漏洩のおそれがないと認められること。	18団体	41.9%
その他	31団体	72.1%

(市区町村)

外部提供について、法令の定めがある場合、犯罪捜査を目的とする場合その他公益上の必要性があると認められること。	1,044団体	80.7%
個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められること。	738団体	57.0%
個人情報の漏洩のおそれがないと認められること。	425団体	32.8%
その他	513団体	39.7%

<「その他」の例>

- 本人の同意があるとき。
- 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- 国、独立行政法人等以外の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。
- 事務の目的、内容等に鑑み、行政サービスの向上、事務処理の効率化に資するなど社会一般の利益を図るために必要であること。
- 個人情報保護審査会の意見を聴くこと。
- 必要な保護措置(セキュリティ対策)を講じていること。

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会

実務者部会 資料1-3を加工

■趣旨

現在、住民記録、地方税、福祉など、自治体の主要な業務を処理する情報システム（基幹系情報システム）の標準仕様を、関係府省で作成し、自治体が標準仕様に準拠したシステムを導入することを目指している。このプロセスを「法制化」とともに、「目標時期を設定」することで、自治体の業務システムの統一・標準化が加速化されることとなっている。

情報システムの標準化によって、手続の簡素化、迅速化、行政の効率化等の成果を得るためには、各自治体において、標準化されたシステムを前提とした業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要である。

本検討会では、こうしたシステム標準化を契機として、地方自治体が取り組むデジタルトランスフォーメーション（以下、検討会の名称を除き「DX」とする。）の推進方策に係る検討を行うものである。

■主な検討事項

- 1 自治体DX推進の基本的方向性（自治体DX推進の意義、国の議論、重点的に取り組むテーマ、期間）
- 2 自治体DXの進め方（首長の役割、推進体制の確立、計画的な取組みの方策 など）
- 3 テーマごとの取組と手順（システム標準化・行政手続オンライン化・AI・RPAの活用 など）
- 4 自治体に対する支援（自治体DX推進のための国による基盤提供を含む）

※ 上記の他、自治体DX推進に関する諸課題について検討する。

■構成員

座長 庄司 昌彦	武蔵大学社会学部メディア社会学科教授	岩崎 勝	宇部市総務財務部デジタル市役所推進課長
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授	森 浩三	神戸市企画調整局デジタル戦略部長
楠 正憲	Japan Digital Design株式会社CTO	藪内 伸彦	田原本町総務部総務課ICT推進室主幹
千葉 大右	船橋市総務部情報システム課課長補佐	山口 功作	合同会社側用人代表社員
原田 智	(公財) 京都産業21けいはんな支所イノベーション担当部長	吉本 明平	(一財) 全国地域情報化推進協会 企画部担当部長

■開催実績・議事

- | | | |
|--------|-----|---|
| 11月 2日 | 第1回 | 自治体DXの基本的方向性、地方公共団体の取組み |
| 30日 | 第2回 | 行政手続のオンライン化、デジタル人材の確保 |
| 12月18日 | 第3回 | 行政手続のオンライン化、デジタル人材の確保、情報システムの標準化、AI・RPA、テレワーク、自治体DX推進計画骨子 |
| 23日 | 第4回 | 自治体DX推進計画（案）について ⇒ 12月25日「自治体DX推進計画」の策定 |
| 2月 1日 | 第5回 | 「(仮称)自治体DX推進手順書」の全体構成等、「(仮称)Gov-Cloud」、
業務プロセスの見直し、情報システム標準化・共通化、組織体制の整備 |
| 3月19日 | 第6回 | 情報システムの標準化、行政手続オンライン化、デジタル人材の確保策 |
| 4月27日 | 第7回 | AI・RPA、テレワーク、「(仮称)自治体DX推進手順書」の全体構成等 |
| 5月28日 | 第8回 | 「(仮称)自治体DX推進手順書」（案） |
| 6月29日 | 第9回 | 「自治体DX推進手順書」（案） |

自治体DX推進手順書の構成

令和3年7月7日
自治体DX推進手順書概要を加工

自治体DX全体手順書
【第1.0版】

DXを推進するに当たって想定される一連の手順（DXの認識共有・機運醸成、全体方針の決定、推進体制の整備、DXの取組みの実行）を示すもの

自治体情報システムの標準化・
共通化に係る手順書【第1.0版】

自治体情報システムの標準化・共通化の意義・効果や、自治体における作業手順等
を示すもの

自治体の行政手続のオンライン
化に係る手順書【第1.0版】

自治体の行政手続のオンライン化の取組み方針や、自治体における作業手順等
を示すもの

参考事例集【第1.0版】

DXの認識共有・機運醸成、推進体制の整備、個別のDXの取組み等について、
先行する自治体の事例を集めたもの

【参考】自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月25日総務省）（抄）

2. 自治体におけるDXの推進体制の構築

(3) 計画的な取組み

【国の主な支援策等】

2021年夏を目途に、本計画を踏まえ、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続のオンライン化に伴う業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、行政手続のオンライン化に取り組むための標準的な手順を提示する。【総務省】

<手順を提示する予定の内容>

1. DXを推進するための組織体制の在り方
2. 外部人材登用に当たっての検討事項・手法
3. 自治体情報システムの標準化・共通化に伴う検討事項整理・実施手順
4. 行政手続のオンライン化に伴う検討事項整理・実施手順
5. AI・RPA導入に伴う検討事項整理・実施手順
6. テレワーク導入に伴う検討事項整理・実施手順
7. 国による支援策

3. 取組事項

3.1 重点取組事項

(1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

【国の主な支援策等】

① 国が策定する基準（標準仕様）に基づく情報システムの利用を自治体に義務づけるなど、自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年通常国会に提出する。【総務省・内閣官房】

また、関係府省は、自治体や事業者の意見を聴きながら、以下のとおり17業務についての標準仕様を作成する。【関係府省】

<標準仕様を示す業務と実施時期>

1. 住民記録システム：2020年9月にとりまとめた標準仕様書の第1.0版について、今後、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて改定を行う。
2. 第1グループ（介護保険、障害者福祉、就学、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税）：2021年夏までに標準仕様を作成する。
3. 第2グループ（選挙人名簿管理、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援）：2022年夏までに標準仕様を作成する。
4. 国民健康保険：標準システムの導入意義や効果を広く周知するとともに、公開されている設計書等についての記載の粒度や活用実績等を踏まえ、2022年夏までに標準仕様の見直しを行う。

なお、これらの標準仕様については、エンドToEndのオンライン接続に係る標準仕様の内容についても反映することで、標準準拠システムへの移行後は特段のカスタマイズなくマイナポータルと連携したオンライン申請を処理可能とする。

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】 概要

1. 手順書の趣旨

- 本手順書は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたもの。（なお、今後の標準仕様やガバメントクラウド等の検討を踏まえ、随時、手順書の改定を行うことを予定。）
- 各自治体は、本手順書も参考としつつ、自らのシステムの現状等を十分に把握の上、目標時期までの移行に向け計画的に取り組むことが求められる。

2. 必要性・メリット

- 自治体情報システムは、利便性等の観点から団体ごとにカスタマイズ等が行われてきた結果、「維持管理や制度改正時の改修等における個別対応・負担」「クラウド利用が円滑に進まない」「住民サービスを向上させる最適な取組の迅速な全国展開が難しい」等の課題がある。
- 標準化・共通化の取組は、こうした人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築するもの。

3. 特徴・作業手順等

○ 標準化・共通化の特徴

標準化対象システムについて、関係府省において標準仕様書を作成した上で、各ベンダが標準準拠システムを全国規模のクラウド基盤（ガバメントクラウド）に構築し、当該システムを各自治体が利用する姿を目指す。

- (1) 目標時期は令和7年度 (2) 全ての標準化対象事務(現時点で17事務)が対象 (3) 全自治体における短期的・集中的な取組
(4) 国の動きと密接に関連（関係府省の標準仕様書、ガバメントクラウドへの移行等） (5) 標準仕様書に基づく業務フロー等の見直しの検討

→ **全庁的な体制整備、綿密な移行計画の作成が必要。早期着手により令和7年度までの事務負担の平準化が重要。**

○ 作業手順等

（下線部は早期に実施可能と想定される作業）

計画立案フェーズ	①推進体制の立ち上げ、②現行システムの概要調査、③標準仕様との比較分析、④移行計画作成
システム選定フェーズ	⑤ベンダに対する情報提供依頼(RFI)資料の作成、⑥RFIの実施、⑦RFI結果分析及び移行計画の詳細化、⑧予算要求、⑨ベンダへ提案依頼(RFP) ⑩ベンダ選定・決定、⑪契約・詳細スケジュールの確定、⑫特定個人情報保護評価（PIA）
移行フェーズ	⑬システム移行時の設定、⑭データ移行、⑮テスト・研修、⑯次期情報システム環境構築・NW、⑰条例・規則等改正

- 自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、令和7年度までに基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指す。

〔参考〕国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）（抜粋）

地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。

令和2年度第3次補正予算

- 各自治体が、令和7年度までに「(仮称)Gov-Cloud」上で基準に適合した情報システムを利用する形態に移行することを目指すため、住民に関する事務処理の基盤となる基幹系情報システムについて、移行のために必要となる経費を支援する（基金に計上）。

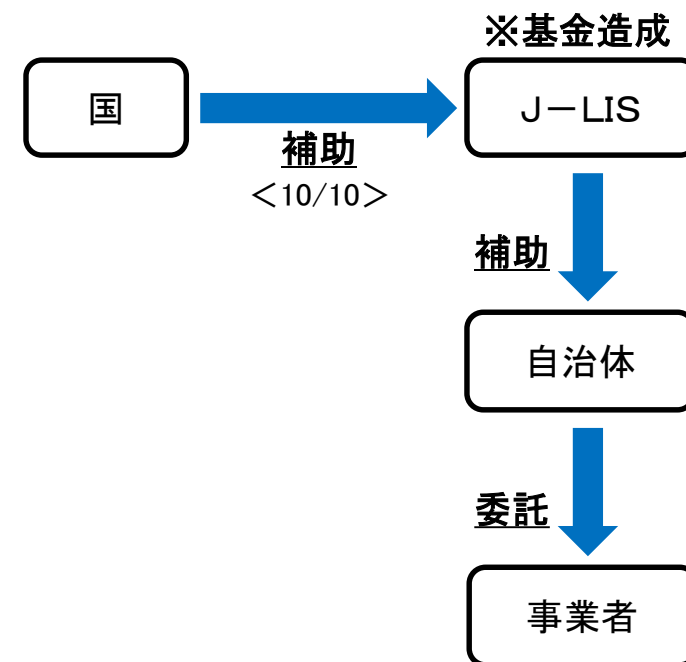
〈基金の造成先〉 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

〈基金の主な使途〉

- 「(仮称)Gov-Cloud」への移行に要する経費
 - ・ 「(仮称)Gov-Cloud」上のシステムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
 - ・ システム移行経費（接続、データ移行、文字の標準化等） など

〈基金の年限〉 令和7年度までの5年間

〈施策スキーム〉



○ デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）別紙4「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続から選定。

※子育て（15手続）、介護（11手続）、被災者支援（罹災証明書）及び自動車保有（4手続） 計 31手続

子育て関係（15手続）※市区町村対象手続		介護関係（11手続）※市区町村対象手続		被災者支援関係（1手続）※市区町村対象手続		自動車保有関係（4手続）※都道府県対象手続	
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	保育施設等の利用申込	要介護・要支援認定の申請	高額介護（予防）サービス費の支給申請	罹災証明書の発行申請	自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
児童手当等の額の改定の請求及び届出	保育施設等の現況届	要介護・要支援更新認定の申請	介護保険負担限度額認定申請		自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
氏名変更／住所変更等の届出	児童扶養手当の現況届の事前送信	要介護・要支援状態区分変更認定の申請	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請		自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
受給事由消滅の届出	妊娠の届出	居住（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出	居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請		自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
未支払の児童手当等の請求		介護保険負担割合証の再交付申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請		自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
児童手当等に係る寄附の申出		被保険者証の再交付申請			自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
児童手当に係る寄附変更等の申出					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
児童手当等の現況届					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
支給認定の申請					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届
					自動車税環境性能割の申告納付	自動車税の賦課徴収に関する事項の申告又は報告	自動車税住所変更届

オンライン化対象の31手続と標準化・共通化対象の17業務との関係

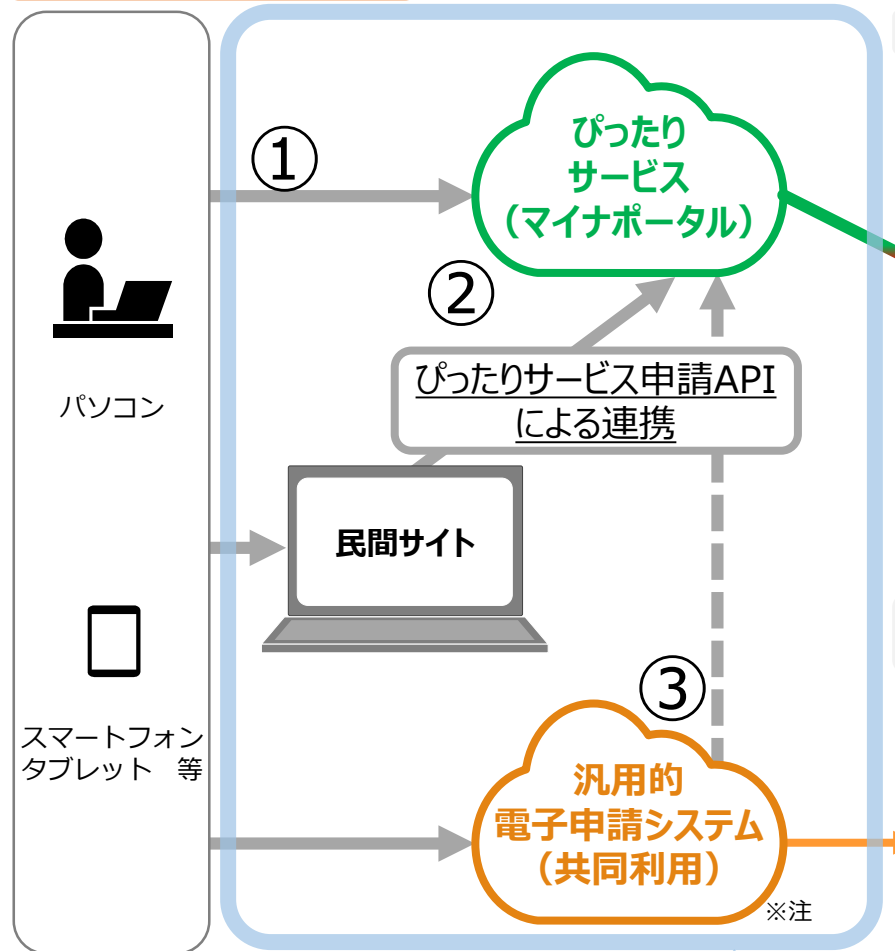
実務者部会 資料1-3

行政手続のオンライン化 (31手続)	情報システムの標準化・共通化 (17業務)
<p>○特に国民の利便性向上に資する手続：<u>31手続</u> マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にする。</p> <p>対象手続：子育て関係（15手続）、介護関係（11手続）、被災者支援（1手続）、自動車保有関係（4手続）</p> <p>※ 31手続のうち、子育て及び介護関係の手続(26手続)については、<u>17業務のうち児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援、介護保険に含まれ得るもの。</u></p>	<p>○標準化対象業務：<u>17業務</u> <u>基幹系情報システムの標準化</u></p> <p>対象業務：児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援</p> <p>※ 17業務を処理するシステムの標準仕様の中で、<u>マイナポータルとの連携についても規定する予定。</u></p>
<p>○デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>デジタルによる利便性の向上を国民が早期に享受できるよう、2022年度（令和4年度）末を目指して、原則、全地方公共団体で、特に利便性向上に資する手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする。</p> <p>○自治体DX推進計画（令和2年12月25日公表）</p> <p>（略）<u>31手続を対象として、積極的・集中的にマイナポータルを活用したオンライン化を進める。</u></p>	<p>○デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）</p> <p>（略）住民記録、地方税、福祉など、<u>地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。</u></p> <p>（略）また、目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。</p> <p>○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)</p> <p>標準化の対象となる事務を政令で特定、標準化のための基準（省令）を策定し、基準に適合したシステムの利用を自治体へ義務付け。</p>

スケジュール

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
自治体の行政手続のオンライン化	利便性向上に資する手続のオンライン化		その他手続のオンライン化		
自治体の情報システムの標準化・共通化・「(仮称) Gov-Cloud」活用	「(仮称) Gov-Cloud」利用地方公共団体 順次拡大				
	標準準拠システムへの移行(※) (地方公共団体は「(仮称) Gov-Cloud」を活用し、標準準拠システムを利用)				

住民：申請情報入力



地方公共団体：申請受付処理



標準準拠システムへの移行に要する経費については、デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）の対象

※注 基幹系17業務システムについては、それぞれのシステムで標準仕様を作成され、マイナポータルとのオンライン接続について記載される可能性があることを踏まえ、オンライン化の際にはぴったりサービスの活用またはぴったりサービス申請APIの活用を前提として調達を検討し、将来的に手戻りのないようクラウドでの導入の検討、またはシステムの作り込みの回避をすることが望ましい。

特別交付税
(共同オンライン申請システムの導入経費)の対象
※ハードに関する経費は含まない。

デジタル基盤改革支援補助金
(自治体オンライン手続の推進事業)の対象
※ハードに関する経費を含む。
※同事業に係る地方負担については普通交付税で措置

(参考) 自治体の情報システムの標準化に関する本検討会における主なご意見①

ガバメントクラウド (第1回検討会)

- ガバメントクラウドでシステムの管理が一元化されたとしても、それはデータの管理者を一元化するかどうかとは、論理的に繋がらないのではないかと。
- すべてをクラウドに載せる方法は、これまでのように、各システムやデータを分散し、ネットワーク化するとともに、それらの接続と切断を管理する方法とは、考え方が大きく異なる。Googleやマイクロソフトのクラウドサービスも、各個人のデータを横断的に見ていないというある種のシステムへの信頼や外部的な監査によって何とか実現しているという面もある。技術の変化に沿って議論していきたい。
- 住基ネット訴訟の当時からは、個人情報保護委員会の創設など、体制に変化がある中で、データ自体を個別の自治体で管理するのか否か、という点についても、前広に議論できればよいと思う。
- テクノロジーに大いに期待しているが、利便性の追求だけでなく、データ連携に伴うリスクアセスメントも十分に行うことが必要。マイナンバー等の分散管理の理念を堅持することが必要ではないか。
- ガバメントクラウドのような一元的な公共サービスメッシュが整うと、利便性は高まるが、セキュリティの観点では、機密性だけでなく、可用性の担保という点で、リスクが増すように思う。ランサムウェア等への対応が十分に図られるよう、ある程度、分散管理ができる仕組みも必要なのではないか。
- ガバメントクラウドは、中長期的に皆が参加しうる、自治体に支持される仕組みにする必要がある。緊急性の高いV R Sのようなケースは例外としても、ガバメントクラウドの外側での情報伝達ルート別途作成しなくてよいようなデザインにする必要がある。
- ガバメントクラウドについて、ネットワークのデータ容量やセキュリティ対策を懸念している。
 - ・ 特に小規模自治体から、ネットワークの容量を懸念する声が聞かれる。自治体へのきめ細やかな支援が必要ではないか。
 - ・ ガバメントクラウドの帯域を懸念している。特に、選挙のように、短期間で大量のデータのバッチ処理を行うというような場合に、大規模自治体のデータ量にも堪えられるのか。
 - ・ ガバメントクラウド上に載せるデータの容量は自治体によって様々であることに留意が必要。
- 回線容量については、用途別に調達していたものをまとめて調達したり、現在のネットワークのトポロジー（接続形態）や料金体系に合わせて最適化することで、コストを抑えながら、広帯域の回線を導入することも、技術的には可能になってきている。ガバメントクラウドの導入と合わせて、ネットワークの刷新についても考えていく必要がある。
- 自治体の情報システムのガバメントクラウドへの移行については、費用やタイミングを見極めながら、計画的に進める必要がある。

ガバメントクラウド (実務者部会)

- 自治体が安心してガバメントクラウドを利用できるようにするためには、その安定運用に国が責任を負うこととし、ガバメントクラウドを整備・運用する事業者のみでなく、ガバメントクラウド上でアプリケーションを提供する事業者も含めて契約をし、契約上、責任分界点を明記する必要があるのではないか。
- 住民の個人情報にガバメントクラウド上に載ったとしても、各自治体のデータを論理的にも技術的にも分離し、一元管理ではないと整理することも可能ではないか。
- ガバメントクラウドにおける個人情報の取扱いについては、各自治体のデータを論理的、技術的に分離すると言いながら、実は他者がのぞき見できるのではないか、といった懸念を抱かれないよう、丁寧に整理・説明する必要があるのではないか。
- ガバメントクラウドにおけるクラウド提供事業者とアプリケーション開発事業者は別概念。ガバメントクラウドのクラウド提供事業者として選ばれたクラウド提供事業者だけがガバメントクラウド上にアプリケーションを構築できるということではなく、それ以外の事業者がガバメントクラウド上にアプリケーションを構築することが当然可能となるようなクラウド提供事業者を選定する予定である。
- ガバメントクラウドの先行事業においては、機能要件だけでなく、非機能要件についても、十分に検証していただきたい。また、仮に、ガバメントクラウドへの接続にL G W A Nを利用する場合には、L G W A Nの強化が欠かせない。他方で、これは、自治体の負担金にも関係してくることから、早めに方向性を示していただきたい。

(参考) 自治体の情報システムの標準化に関する本検討会における主なご意見③

自治体の情報システムの標準化

(第1回検討会)

- 自治体の情報システムの標準化に当たっては、各自治体において、独自性発揮のため、システムのカスタマイズが不可欠なものであったことを前提に、例えば、マイクロサービスの仕組みを活用するなど、各自治体のシステム構築の実情に十分配慮していただきたい。
- 自治体の創意工夫なくして特別定額給付金のシステムなどが実現できなかったことも踏まえ、自治体の情報システムの標準化については、自治体の声を十分に聞き、カスタマイズが発生した根本原因やその分析などをした上で、検討しなければならない。
- 自治体の情報システムについて、カスタマイズが費用を押し上げている面がある一方で、自治体の規模により、実際の業務が異なる部分も多い。こうした中で、システム間の連携を円滑に行うためには、記録を揃え、連携できるようになっている必要があるが、各自治体が実情に合わせて事務を遂行できるよう工夫をしてきた歴史もある中で、揃えることによって価値が出る部分と、自治体の規模や地域の実情に応じてある程度の工夫が認められるべき部分とを構造的に考えていく必要があるのではないか。
- 自治体の情報システムの標準化について、住民基本台帳のように、複数のシステムと関連のあるものから進めた方がよいのか、それとも、税のシステムのようなものから進めた方がよいのか。国庫補助の原資となる基金には設置期限があるほか、手間も異なるため、標準化する順番が気になる。
- 住民記録システムは、自治体行政の基幹のシステムとして、様々なシステムに紐付いており、その入替には慎重な対応が必要。
- クラウド化されることにより、クラウド自体にトラブルが生じた場合の影響範囲が大きくなることが想定される。その日のうちに住民票の発行が必要、という住民も多く、危機管理も大事。